

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応重点支援事業(商品券配布生活者支援事業)	①物価高騰の影響を受ける町民を食料品をの支援を含めた生活者支援をするため、町内で食料品にも利用できる商品券を配布する。 ②町民1人あたり28,000円分の商品券を配布 ③換金額 28,000円×2,933人=82,124千円 事務費 2,876千円 ④全町民	R8.2	R8.3
2	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	物価高騰対応重点支援事業(水道料負担軽減支援事業)※水道利用者分	①物価高騰の影響を受ける町民、事業者を支援するため、家事用水道の基本料金相当額の軽減を行う。 ②水道契約をする世帯及び事業者1件あたり1,500円/月を2か月間水道料金から軽減(国、地方公共団体は対象外) ③簡易水道事業運営費負担金 1,360件×3,000円=4,080千円 ④水道利用者	R7.8	R7.9
3	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応重点支援事業(水道料負担軽減支援事業)※未給水地域分	①物価高騰の影響を受ける町民、事業者を支援するため、No.5の事業の恩恵を受けることのできない水道未契約世帯、事業所へ商工会商品券をは配布する。 ②1件あたり3,000円の商品券を配布 ③換金額(3,000円×800件)2,400千円 事務費 590千円 ④未給水地域(町民、事業者)	R7.8	R8.2
4	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対応重点支援事業(水道料軽減による事業者支援事業)	①物価高騰の影響を受ける事業所を支援するため、水道料金の軽減を行う。 ②1事業者あたり1,500円/月を水道料から12ヶ月間軽減 ③簡易水道事業運営費負担金 170件×1,500円×12ヶ月=3,060千円 ④町内の事業者	R8.2	R8.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食費無償化事業	①物価高騰の影響を受ける小中学生の子を持つ子育て世帯を支援するため、保護者からの給食費を取りまとめる学校給食会へ補助することで、保護者が負担する給食費の無償化に取り組む。 ②学校給食会への補助(教職員等分は除く) ③対象児童生徒数 小学校122人、中学校59人 小学校給食分 8,296千円、中学校給食分 4,661千円 ④学校給食会、小中学生の保護者	R7.4	R8.3